

水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約の履行に当たり、水戸市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項の規定により現場代理人が工事現場において常駐を要しない場合の当該現場代理人等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(現場代理人が工事現場に常駐を要しない工事)

第2条 市長は、市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）のうち、次の各号の全てに該当するものの現場代理人は、当該建設工事の工事現場に常駐する義務を要さず、他の工事における現場代理人との兼務を認めることができる。

(1) 仕様書等において現場代理人が兼務することを認める旨の条件を付したものであること。

(2) 予定価格が35,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満であること。

2 前項の他の工事は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 工事の場所が市内であること。

(2) 工事が市以外の者の発注である場合にあっては、現場代理人が兼務をすることについて当該工事の発注者から許可が得られたものであること。

(3) 予定価格が35,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満であること。

(兼務をすることのできる工事の件数)

第3条 同一の現場代理人が兼務をすることができる工事の件数は、2件を限度とする。ただし、兼務をする工事の中に、工事目的物全ての現場施工が完了した工事（以下「現場施工完了工事」という。）がある場合は、3件を限度とできる。

(連絡員)

第4条 現場代理人が常駐を要さない建設工事の受注者（以下「兼務受注者」という。）は、当該建設工事の工事現場に連絡員を配置し、現場代理人が兼務をする工事現場間において連絡を取ることができる体制を整えなければならない。ただし、現場施工完了工事について、現場代理人が携帯電話等で常に連絡を取ることができる場合は、この限りでない。

2 前項の連絡員（以下「連絡員」という。）は、兼務受注者と直接的な雇用関係のある者（当該建設工事に係る下請業者と直接的な雇用関係のある者を含む。）でなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により受けた建設業の許可における建設業法第7条第1項の規定に基づく経営管理責任者又は営業所ごとの建設業法第7条第2項の規定に基づく専任技術者は、連絡員となることはできない。

3 連絡員は、当該兼務に係る工事以外の工事の現場代理人、主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）及び連絡員となることはできない。

4 兼務受注者は、現場代理人が常駐しない工事現場には、連絡員を滞在させなければならない。

5 連絡員は、現場代理人が約款の規定により委任された権限を、再委任により受けることはできない。

(現場施工完了工事)

第5条 受注者は、現場施工完了工事の現場代理人に他の工事の現場代理人を兼務させようとするときは、現場施工完了通知書（様式第1号）を市長に通知し、その適否について確認を受けなければならない。

2 市長は、当該工事の工事目的物全ての現場施工が完了したと認めるときは、現場施工完了確認通知書（様式第1号）により受注者に通知するものとする。

（現場代理人兼務届）

第6条 受注者は、現場代理人に他の工事の現場代理人を兼務させようとするときは、現場代理人等選任届の提出を市長に行い、その適否について確認を受けなければならない。

2 前項の規定による確認を受けた受注者は、それぞれの工事の発注者に対して現場代理人の兼務届（様式第2号）を提出しなければならない。届け出に係る内容を変更するときも、また同様とする。

（兼務配置の取消し等）

第7条 市長は、現場代理人が兼務をする建設工事における安全管理、工程管理等の施工管理体制が不十分であると判断し、兼務により工事を継続することが適当でないと認めるときは、当該現場代理人の兼務を取消し、現場代理人兼務配置取消通知書（様式第3号）により兼務受注者に通知するものとする。

2 前項の規定により現場代理人兼務配置取消通知書を受けた兼務受注者は、ただちに工事現場に常駐する現場代理人を選定し、当該建設工事の発注者に通知しなければならない。

（兼務配置の停止）

第8条 市長は、市発注工事に係る有資格請負業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市発注工事に係る新たな現場代理人の兼務を4か月間停止し、現場代理人兼務配置停止通知書（様式第4号）により当該有資格請負業者に通知するものとする。

(1) 安全管理又は契約違反等に関する入札参加資格停止措置となった場合

(2) 安全管理、工程管理等が不十分で、市からの指示に従わず、建設工事に係る注意（警告）の通知を受けた場合

（兼務受注者の義務）

第9条 受注者は、約款第10条第3項の規定により現場代理人の兼務を認められた場合において、兼務をするいずれかの工事現場に現場代理人を常駐させなければならない。

2 兼務受注者は、現場代理人が兼務をする工事現場のうち、当該現場代理人が常駐をしない工事現場における工程管理、安全管理等の兼務受注者が負うべき義務を履行しなければならない。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

課 長	課長補佐	係 長	係

年 月 日	
現場施工完了通知書	
水戸市長 様	
受注者名	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額	
現 場 代 理 人	氏名 連絡先
上記工事について、工事目的物全ての現場施工が完了し、現場代理人を他の工事の現場代理人に兼務させたいため、通知します。	

※ 添付書類：写真 1 部（工事目的物の完成が確認できる全景写真等）

現場施工完了確認通知書

上記工事について、水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領第 5 条に基づき、現場施工の完了を確認したので通知します。

年 月 日

受注者 様

水戸市長 印
(担当課)

※ 2 部作成すること。

様式第2号（第6条関係）

課長	課長補佐	係長	係

		年 月 日		
現場代理人兼務（変更）届				
水戸市長 様				
受注者名				
現場代理人		氏名	連絡先	
<p>上記の現場代理人は、下記工事の現場代理人を兼務します。</p> <p>なお、兼務するそれぞれの工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理、工程管理等万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼務の取消しをされてもいかなる異議を申しません。</p>				
1	現在契約している工事	工事名		
		工事場所		
		工期	年 月 日から 年 月 日まで	
		請負金額		
		連絡員※	氏名	連絡先
		現場施工完了の有無	<input type="checkbox"/> 有（現場施工完了確認通知日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無	
2	<input type="checkbox"/> 現在契約している工事 <input type="checkbox"/> 新たに兼務をする工事	工事名		
		工事場所		
		工期	年 月 日から 年 月 日まで	
		請負金額		
		連絡員※	氏名	連絡先
		現場施工完了の有無	<input type="checkbox"/> 有（現場施工完了確認通知日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無	

（※裏面有り）

3	新たに兼務をする工事	工 事 名		
		工 事 場 所		
		工 期	年 月 日から	年 月 日まで
		請 負 金 額		
		連 絡 員 ※	氏名	連絡先
<input type="checkbox"/> 上記工事は、仕様書等において現場代理人が兼務することを認める旨の条件を付したものの（工事が市以外の者の発注である場合にあっては、現場代理人が兼務をすることについて当該工事の発注者から許可が得られたもの）であり、それぞれの予定価格が35,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満です。 <input type="checkbox"/> 現場代理人兼務配置停止の期間ではありません。 <input type="checkbox"/> 連絡員は、建設業許可における営業所の専任技術者、経営管理責任者、又は他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員ではありません。				

※ 添付書類

1. 上記工事の位置関係が分かる図面，工程表及び連絡員の雇用関係を証明するもの。
2. 現場施工完了工事については，現場施工完了確認通知書の写し。

※ 留意事項

1. 現場施工完了工事について，現場代理人が携帯電話等で常に連絡を取ることができる場合は，現場施工完了工事における連絡員の配置を省くことができる。
2. 箇所については，にて選択，又は確認すること。
3. 本様式は両面使用とすること。

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印
（担当課 ）

現場代理人兼務配置取消通知書

このことについて、水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領第7条に基づき、下記のとおり現場代理人の兼務配置を取消したので通知します。

記

1 現場代理人兼務配置取消し対象工事

対象工事

現場代理人氏名

※ なお、ただちに新たな現場代理人を配置し、発注者に通知すること。

2 現場代理人兼務配置取消しの理由

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印
（担当課 ）

現場代理人兼務配置停止通知書

このことについて、水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領第8条に基づき下記のとおり現場代理人兼務配置を停止したので通知します。

記

- 1 現場代理人兼務配置停止期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 現場代理人兼務配置停止の理由